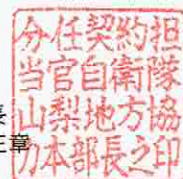


公 告

分任契約担当官
自衛隊山梨地方協力本部長
新宅 正章



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
8PDB1XX00400		8PDB1A00044 0001						
品名 または 件名								
つづりひも ほかに105件								
部品番号 または 規格								
ジョイントテックス 金属先 B198J 又は同等品								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	BN							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
山梨地本								
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
				平成30年7月31日（火）				

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がB、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

入札及び契約心得等については、自衛隊山梨地方協力本部総務課に掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：平成30年7月3日（火）13時10分 甲府合同庁舎 2階共用会議室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

1 競争入札に参加する者に必要な事項

別紙のとおり

2 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜きの金額を入札書に記載すること。

3 入札の無効

- (1) 第2項に示した競争参加資格を有しない者のした入札。
- (2) 注意事項第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
- (3) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (4) 電話・電報等での入札
- (5) 入札及び契約心得に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合。

4 契約書作成の要否

契約金額が150万円以上の場合は契約書を、50万円以上150万円未満の場合は請書を、「陸上自衛隊標準契約書」の様式により作成し提出する。

5 その他

- (1) 郵便等により入札に参加する場合は、平成30年7月2日（月）の17時00分必着とする。
なお、再度入札を実施する場合は、平成30年7月5日（木）の10時00分とする。また、

再度入札の入札書を郵送する場合は、平成30年7月4日(水)17時00分までに必着するよう
にすること。

- (2) 入札に参加する者は、入札開始までに資格審査結果通知書(写)を提出すること。
- (3) 入札が代表者の代理の場合は、委任状を提出すること。
- (4) 同等品で入札を行う場合は、入札日前日までに「同等品判定依頼書」を提出して官側の承認を得ること。
- (5) 入札に参加される場合は、必ず下記担当者に連絡すること。
- (6) 契約等、その他不明事項に関する問い合わせ先
自衛隊山梨地方協力本部 総務課会計班 茅野(ちの)

TEL 055-253-1591



1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 公告第2項に示す全省庁統一資格の資格審査結果通知書を受けたもののうち、競争参加地域が「関東・甲信越」のもの。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しないものであること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けているものと資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 第5号の「資本関係又は人間関係のある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する更正手続（以下「更正手続き」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。
(但し、市場価格等による場合を除く。)

2 落札の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内であり、最低の価格を見積もった者を落札者とする。
- (2) 郵便（配達証明のものに限る。）等による場合は、封筒等に入札書である旨を明記し、入札開始日の前日17時00分（前日が休日又は休養日の場合は、その前日）までに自衛隊山梨地方協力本部総務課会計班に必着すること。尚、再度入札を実施する場合は、入札参加者に連絡する。
- (3) 入札書に記載された金額に8%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜きの金額を記載すること（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。

3 違約金

落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

